

令和 7 年度緊急的文化遺産保護国際貢献事業（専門家交流）
実施委託業務仕様書

1. 趣旨

緊急度の高い海外の文化遺産の保存・修復等に関する国際協力として、専門家等による海外の文化遺産に関する調査研究、情報収集及び情報分析、保存・修復等のための研修を実施するなどし、迅速で柔軟な取組を進めることによって国際貢献を図る。

2. 事業概要

ユネスコなどの国際機関又は相手国の文化遺産保護関係機関等からの要請などを受けて、災害や紛争等を原因として迅速な対応を要する海外の文化遺産に対する緊急的又は持続的な文化遺産の保存・修復等に関する支援を行う。

具体的には、専門家等による海外の文化遺産の調査・研究を行うとともに、文化遺産の保存・修復に関する施策を検討する。

3. 事業内容

（1）実施内容は、以下のとおりとする。

下記①～③のいずれかの事業を行う。但し、複数の内容を併せて実施することも可とする。

- ① 対象国の文化遺産の保存・修復に向けた施策の検討に資する調査研究の実施。
- ② 対象国の文化遺産の専門家や、当該国の文化遺産をフィールドとする海外の専門家と、文化遺産の被害状況の共有、今後の保存・修復のあり方について意見交換及び研修等の実施、保存・修復等方針等の策定。
- ③ 対象国の文化遺産の保存・修復に資する当該国文化遺産の記録作業、保存・修復のための手引き等の作成・整理、当該国の教育研究機関等への効果的な配布の実施。

（2）事業報告について

- ① 事業終了後に、報告書を提出すること。
- ② 報告書は「文化遺産保護国際貢献事業（専門家交流）委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」及び契約書に従って作成すること。
- ③ 報告書の作成に当たっては、相手国の協力機関からの当該事業に対する所感等を付すこと。併せて、当該事業に関して報道等がなされている場合には、記事の写し等を添付すること。海外において報道等がなされている場合には、可能であれば簡単な和訳を添付すること。
- ④ 事業の成果については、文化遺産国際協力コンソーシアムの会議等において発表するとともに、同コンソーシアムのホームページ等を通じて国内外に広く発信すること。

4. 委託内容

- (1) 緊急的文化遺産保護国際貢献事業(専門家交流)に係る計画の立案・実施・運営に関すること。
- (2) 緊急的文化遺産保護国際貢献事業(専門家交流)に係る報告・分析・提案に関すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る詳細な報告書等の作成・提出に関すること。

5. 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

6. 成果物

報告書・・・紙媒体5部、電子データ一式

※文化庁ウェブサイト等にて原則公開するため、著作権等の処理には十分留意すること。

※原則日本語で作成することとし、英語で作成する場合には、概要版を日本語で作成すること。

※理解しやすい写真、図表等を盛り込むこと。

7. 成果物の納入期限・場所

(1) 納入期限 令和8年3月31日

(2) 納入場所 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁 文化資源活用課 文化遺産国際協力室

文化財国際協力係

8. その他

- (1) 受託事業の運営・進捗・成果(提出した報告書の内容を含む)等について即時説明のできる体制を整えること。
- (2) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定すること。
- (3) 契約事務は、会計法等、国の予算執行にかかる諸法令に基づき、文化庁が行う。
- (4) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、「文化遺産保護国際貢献事業(専門家交流)委託要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従うこと。

以上